

<福島県知事賞>

福島の畑

矢吹町立矢吹中学校 3年 三村 優奈

私の家の隣には畑があります。私の父が所有する土地です。畑といっても、野菜や花を育てているわけではなく、雑草が生えたただの土地です。でも、そんな何もしていない土地にも、税金がかかるそうです。消費税くらいしか税金の種類を知らなかった私は、驚きました。隣の畑は、保有しているだけで固定資産税という税金を毎年納めなければいけません。

また、この固定資産税は、土地のみの場合は高くなりますが、土地の上に住宅が建っている場合は、低く抑えられます。そのため、私たちが生活している土地より、ほぼ使うことのない隣の土地の方が高い税金を納めていることになります。

私は父に、「使っていないのに税金を納めるのは、もったいないよ。売ったらいいんじゃないかな。」と言いました。でも、父は首を横に振りました。「売るのも難しいんだよ。農業する人も少ないし、田舎の土地を買ってくれる人にはあまりいないんだ。」

それからしばらく経って、私は祖父母の家に向かいました。家に着くまでに、いくつもの使われていない土地を見つけました。その時は田植えの時期でしたから、周りはどこも水が張って、青々とした稲が育っていました。でも、あちらこちらに、水も張っていない何も育てていない土地がありました。私はなぜ田を使わないのか疑問に思い、祖母に聞きました。農家の高齢化が進み、やめる人がたくさんいるのだそうです。農家をやめれば、収入はなくなり、土地の税金だけを納めることになります。売りたいくても買う人がいない土地は放置するしかありません。

このような、以前耕作していた土地で、一年以上作物を作付けしていない土地を、「耕作放棄地」といい、日本では大きな問題になっています。福島県は全国的に見ても特に耕作放棄地が多く、改善が必要です。耕作放棄地によって、雑草や害虫の発生、近隣農家に迷惑がかかってしまいます。また、ごみの不法投棄や、土地の価格が低下

することも問題です。

そして何より、耕作放棄地は、固定資産税が通常の農地の1.8倍になります。そうならないためには、再び農地として活用するか駐車場や宅地用として活用するかの二つの方法が考えられます。

固定資産税を通して、日本の耕作放棄地の課題を知ることができました。税についても、まだまだ知らないことがたくさんあるので、たくさん調べてみたいです。